

P4、P5にQ&Aがあります。

該当の国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000186.html

もご参照ください。

国住指第 154 号

国住参建第 1585 号

令和 7 年 6 月 30 日

住宅生産関係団体の長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長

参事官（建築企画担当）

（公 印 省 略）

大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について
認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築することについて

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 の規定に基づく大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について、認定書別添に定める仕様（以下「認定仕様」という。）に充てん断熱材が記載されていない外壁等に、認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築する場合の注意点に関し、別添の「大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築することに関する注意喚起」（令和 7 年 6 月 30 日付け国住指第 150 号、国住参建第 1574 号）のとおり、特定行政庁等に通知したところです。

つきましては、別添について、貴団体におかれましては、貴団体所属の事業者にも周知いただきますようお願いいたします。

(別添)

国住指第 150 号
国住参建第 1574 号
令和 7 年 6 月 30 日

各都道府県 建築主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
参事官 (建築企画担当)
(公 印 省 略)

大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について
認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築することに関する注意喚起

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 の規定に基づく大臣認定を取得した防耐火構造については、認定書別添に定める仕様（以下「認定仕様」という。）に適合しないと、防耐火構造の性能上の問題が生じるおそれがあります。このため、大臣認定を取得した防耐火構造を用いて建築する際には、必ず認定仕様に適合させなければなりません。

防耐火構造の外壁等の大臣認定においては、認定仕様において充てん断熱材が記載されていないものがあります。一方で、昨今では、建築物の省エネ性能向上のためなどから、外壁等の中に断熱材を充てんして建築する例が見られるところです。

認定仕様に充てん断熱材が記載されていない外壁等に、認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築した場合には、防耐火構造の性能上の問題が生じるおそれがあることから、下記のとおり注意点をお知らせいたします。なお、断熱改修等においても、同様の注意をお願いします。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 断熱材を充てんする場合には性能評価及び大臣認定を取得すること

認定仕様として充てん断熱材が記載されていない防耐火構造の外壁等において、充てん断熱材を施工しようとする場合には、当該充てん断熱材を施工することによって、防耐火構造の性能上の問題が生じないように、施工者や製造者等があらかじめ指定性能評価機関で性能評価を受けた上で、大臣認定仕様に充てん断熱材を含む形で、大臣認定を取得する必要があります。

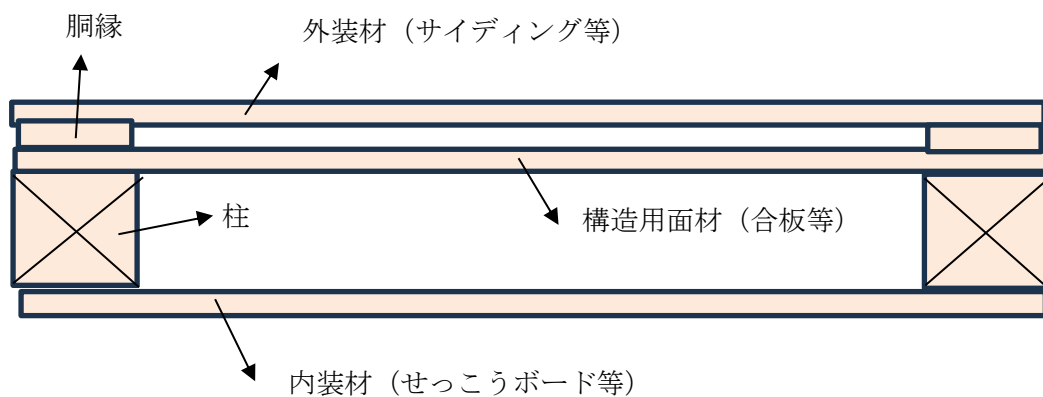
無機系の充てん断熱材の使用などで性能向上すると考える場合でも、性能評価を受けた上で、大臣認定を取得する必要があります。

この大臣認定の取得は、新築においては充てん断熱材を含む建築確認申請をする前、断熱改修等においては充てん断熱材を施工する前に必要となりますのでご注意ください。

2. 認定仕様でない断熱材を充てんした場合について

認定仕様として充てん断熱材が記載されていない防耐火構造の外壁等において、1.に記載した大臣認定の取得手続きを経ることなく、充てん断熱材を施工した場合は、認定仕様への不適合となりますのでご注意ください。

＜参考＞ 仕様に充てん断熱材の記載のない防耐火構造の大臣認定外壁の断面イメージ



令和 7 年 7 月 9 日更新（赤字を追加）

令和 7 年 7 月 4 日

国土交通省住宅局建築指導課

参事官（建築企画担当）付

令和 7 年 6 月 30 日付国住指第 150 号、国住参建第 1574 号に関する QA

「大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築することに関する注意喚起」（令和 7 年 6 月 30 日付国住指第 150 号、国住参建第 1574 号）についてお寄せいただいたご質問について、回答をいたします。

移行認定（大臣認定の内、認定番号が 9000 番台のもの）においては、使用可能とする仕様のうち最不利である仕様のいくつかを例示的に記載しているものや、試験を行っており仕様としては認められる内容が記載されていないものがあります。この他にも、移行認定について取り扱いに疑義がある場合には、下記の連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先 参事官（建築企画担当）付

認定班（代表：03-5253-8111）

	掲載日	Q	A
1	7 / 4	防火構造の外壁（耐力壁）に係る PC030BE—9201、PC030BE—9192 の認定では、屋内側の被覆について、「厚さ 75mm のグラスウール又はロックウールを充填した上で、厚さ 4 mm の合板を張ったもの」及び「厚さ 9.5mm のせっこうボード」の仕様が併記されており、これが同等とされている。 このとき、「グラスウール又はロックウールを充填した上で、厚さ 9.5mm のせっこうボードを張ったもの」についても問題ないと解してよいか。	ご質問の PC030BE—9201、PC030BE—9192 の認定について、認定の解釈として、以下のように取り扱って差し支えありません。 木造において、グラスウール又はロックウール（厚みは問わない）を充填した上で厚さ 9.5mm 以上のせっこうボードを張ったものについては、大臣認定不適合として扱う必要はない。

2	7 / 4	準耐火構造の外壁（耐力壁）に係る QF045BE—9226、QF060BE—9225 の認定では、グラスウールを充填することについて、どのように取り扱うべきと考えるべきか。より耐熱性に優れるロックウールについてはどう考えるべきか。	ご質問の QF045BE—9226、QF060BE—9225 の認定のうち木造については、以下のように取り扱って差し支えありません。 木造については、当初の認定取得の際にグラスウールを充填した試験体を用いて性能試験が行われているため、グラスウール及びより耐熱性に優れるロックウールの充填について、大臣認定不適合として扱う必要はない。
---	-------	--	--

〈その他いただいたご質問〉

	掲載日	Q	A
1	7 / 9	防火構造の外壁の認定であって、屋内側についての記載がないものについて、屋内側に被覆を設けて、断熱材を充てんすることは、大臣認定不適合となるのか。	防火構造の外壁の認定であって、屋内側についての記載がないものにおいては、加熱面以外の面となる屋内側は、大臣認定仕様への適合の必要がある範囲ではないため、大臣認定不適合とはなりません。